山形県連合小学校長会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、山形県連合小学校長会とよび、事務所を山形県教育会館におく。

(構成)

第2条 本会は、山形県各地区小学校長会を以って組織する。

(目 的)

第3条 本会は、県内各地区校長会及び各小学校長相互の連絡提携を密にし、教育の振興を 図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 1.各地区小学校長会及び各小学校相互の連絡提携に関すること。
 - 2.教育に関する研修及び研究調査に関すること。
 - 3.教育行政に関すること。
 - 4.教育関係団体に関すること。
 - 5. その他必要なこと。

(役員及び任期)

- 第5条 本会には次の役員をおき、任期は1か年とする。ただし、再任は妨げない。補欠と して就任した場合は、前任者の在任期間とする。
 - 1.会長 1 名
 - 2.副会長 5 名
 - 3. 監事 3 名
 - 4.理事 若干名
 - 5. 幹事長 1 名
 - 6.幹事 若干名

(役員の選任)

- 第6条 本会の役員の選任は次による。
 - 1.会長・副会長・監事は理事会で選出する。
 - 2 理事は各地区小学校長会ごとに、1名を選任する。
 - 3.幹事長・幹事は会長が委嘱する。

(役員の任務)

- 第7条 本会の役員の任務は次による。
 - 1.会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - 2.副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
 - 3. 監事は会計監査にあたる。
 - 4.理事は理事会を構成し、会務を審議執行する。
 - 5. 幹事長は事務局を総括する。幹事は会務を分掌し、企画、立案にあたる。

(会 議)

- 第8条 本会は次の会議を持ち、会長がこれを招集する。
 - 1.研究協議会

年1回開催する。

2 . 理事会

本会の決議機関とする。

毎年定例に開催し、必要に応じて臨時に開くことができる。

(会議の内容)

- 第9条 本会の会議は次のことがらを審議する。
 - 1.研究協議会

教育課題についての分科会研究協議

- 2. 理事会
 - (1) 会則・規定及び規則の制定、改善に関すること。
 - (2) 役員の選出に関すること。
 - (3) 事業の大綱・計画ならびに予算・決算の議決に関すること。
 - (4) 研究協議会に関すること。
 - (5) 会務の執行に関すること。
 - (6) 教育課題に関すること。
 - (7) その他本会の運営に必要なこと。

(専門委員会)

第 10 条 本会に専門委員会をおくことができる。専門委員会の構成等は別に定める。 (経費及び会計年度)

- 第11条 本会の会計は次による。
 - 1.本会の経費は会費・補助金及びその他の収入を以ってこれに充てる。
 - 2.本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(簿 冊)

- 第12条 本会に次の簿冊をおく。
- 1 . 会則 2 . 会員名簿 3 . 役員名簿 4 . 会計簿 5 . 会議録 6 . 文書綴 (職 員)
- 第 13 条 本会に事務職員をおく。事務職員の事務・任免・待遇は別にこれを定める。 (細 則)
- 第14条 本会の運営に関する細則は別にこれを定める。

付 則

- 1. 本会則は、昭和30年4月1日より施行する。
- 2. 本会則は、昭和30年6月17日決定する。
- 3. 本会則は、昭和43年6月7日改正
- 4. 本会則は、昭和48年3月6日改正
- 5. 本会則は、昭和48年4月1日より施行する。
- 6. 本会則は、昭和52年6月23日改正
- 7. 本会則は、昭和54年7月 4日改正し、昭和55年4月1日より施行する。
- 8. 本会則は、昭和60年6月14日改正
- 9. 本会則は、平成 4年6月14日改正
- 10. 本会則は、平成 19年6月 7日改正
- 11. 本会則は、平成 22 年 2 月 23 日改正
- 12. 本会則は、平成 24 年 2 月 23 日改正し、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- 13. 本会則は、平成 28 年 2 月 25 日改正し、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。